

京都市告示第414号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年2月20日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
北泉通	左京区松ヶ崎堂ノ上町6番地の5地先から	旧	メートル 182.00	メートル 11.00 ~ 12.70
	同町9番地の23地先まで	新	182.00	10.98 ~ 14.70
洛南経3号線	南区上鳥羽勸進橋町10番地地先から	旧	46.80	5.90 ~ 6.00
	同町10番地の1地先まで	新	46.80	6.00 ~ 12.20
洛南緯5号線	南区上鳥羽勸進橋町10番地の1地先から	旧	16.50	7.95
	同町10番地の7地先まで	新	16.50	8.00 ~ 9.60
南部町通	伏見区鷹匠町35番地地先内	旧	3.00	6.70
		新	3.00	6.73 ~ 9.65

(建設局土木管理部道路明示課)